

宮城県屋外広告物条例 が改正されました

屋外広告業者
の皆様へ

宮城県屋外広告物条例が改正され、平成30年4月から広告物の設置者や看板オーナーの方々に**資格を有する者による管理義務及び安全点検の義務**が課されることになりました。



資格を有する者による管理義務

屋外広告物の許可を受ける際、これまでは設置者が県外在住の場合に限り県内在住の管理者を届け出る必要がありましたが、条例改正により、**設置者が県内在住の場合も管理者を届け出る必要があります。**（県外の方でも管理者になることができます。）また、

①地上から広告物の上端までの高さが4mを超えるもの

②許可期間が1年を超えるもの

は**一定の資格を有する者を管理者としなければなりません。**



資格を有する者による安全点検の義務

広告物のオーナーに対し、**少なくとも3年に1回以上、安全点検を実施する義務が課されます。**設置後10年以内のものは目視による点検、設置後10年を経過しているものや設置後の経過年数が不明のものは資格を有する者による詳細な点検を実施しなければなりません。

また、**屋外広告物の許可更新時には更新申請前3ヶ月以内に実施した点検の結果を報告する必要があります。**



資格を有する者とは？

管理や安全点検に必要な資格を有する者は以下のとおりです。

- ・屋外広告士
- ・自治体開催の屋外広告物講習会修了者（電柱類広告に限る）※1
- ・職業訓練指導員、広告美術仕上げ技能士、職業訓練修了者（いずれも広告美術科にかかるもの）
- ・一級、二級建築士で自治体が開催する屋外広告物講習会の修了者
- ・第一種、第二種電気工事士（電柱類広告に限る）
- ・業界団体※2が開催する安全点検技能講習の修了者

※1 平成33年3月までは電柱類広告以外も管理、点検が可能。

※2 （一社）日本屋外広告業団体連合会、（公社）日本サイン協会



改正条例の施行時期と経過措置について

平成30年4月1日から上記の義務が課されます（点検結果の報告については平成30年7月1日）。

ただし、既に許可を受けて適法に表示されているものは、許可の期間が満了する日まで管理者の届出は不要です。

登録業者の皆様へのお願い



オーナーさんに関係法令の周知を行いましょう

屋外に看板を設置するには、屋外広告物条例のほかにも建築基準法、道路法、景観条例など様々な法令が関係してきます。どのくらいの大きさの看板を作ることができるのか、どんな手続きが必要なのか、オーナーさんはあまり知らないものです。オーナーさんへに関係法令の周知や手続の案内は、屋外広告業者の社会的責任でもあります。



オーナーさんに維持管理の重要性を理解してもらいましょう

適切な維持管理がなされていない広告物は落下・飛散などの事故を起こし、時に人身に被害を及ぼす可能性があります。ひとたび事故が起これば、会社やお店の信用を落とすだけでなく、巨額の賠償責任を負い、経営にも支障をきたしかねません。そのようなリスクをオーナーさんに説明し、看板を安全な状態に維持・管理することの重要性について理解してもらいましょう。



オーナーさんに定期的な安全点検を提案しましょう

看板は雨や風、強い日差しなどの厳しい自然環境に常にさらされています。見た目は問題なくとも、看板内部では腐食が進んでいることも多く、目視による点検だけでは限界があります。看板設置後もオーナーさんをフォローし、適切な時期に必要な点検を実施するよう提案しましょう。

「宮城県屋外広告物安全点検ガイドライン」をご活用ください

県では屋外広告物の安全点検を実施する際の参考となる「宮城県屋外広告物安全点検ガイドライン」を作成しています。点検箇所や点検の方法、点検結果の報告の記載例を掲載していますので、点検の際にご活用ください。

県ホームページで公表しています。

宮城県 屋外広告物

検索



屋外広告物条例に関する問い合わせ先

 宮城県 土木部 都市計画課 行政班

☎ 022-211-3132

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/okugai.html>

